

大阪経済記者クラブ会員各位

(同時資料提供＝大阪市政記者クラブ、大阪科学・大学記者クラブ)

実証事業推進チーム大阪（大阪府、大阪市、大阪商工会議所）による 「大阪城公園における実証実験の案件募集」の開始について

【お問合せ】大阪商工会議所 産業部（竹中、野間、吉村）
TEL：06-6944-6300

- 大阪府、大阪市、大阪商工会議所により構成する「実証事業推進チーム大阪（以下、「推進チーム」）」では、大阪における実証実験をより円滑・効果的に実施できるよう支援しており、その取り組みの一環として、本日より、「大阪城公園における実証実験の案件募集」を開始します。
 - 先端技術を活用した革新的なビジネスを社会に実装していくためには、トライアル・アンド・エラーを重ねることが重要ですが、そのための実証フィールドが不足していると言われます。そこで、大阪府、大阪市、大阪商工会議所が構成する推進チームでは、「未来社会の実験場」をコンセプトとする2025年大阪・関西万博を見据えて、実証フィールドの調整・提供をはじめとした様々な実証支援に取り組んでいます。
- 
- 大阪城公園
- このたび、同チームにおける実証実験支援の取り組みの一環として、「大阪城公園における実証実験の案件募集」を開始します。年間約1239万人（2018年度・推計）が来場する大阪を代表する公園「大阪城公園」を実証フィールドに設定し、2019年12月18日まで、同公園での実証実験の案件を先着最大5件まで募集します。寄せられた案件については、内容や要件等の確認の後、実施に向けた実証場所の協議・調整をはじめ、広報・プロモーション等のビジネス化の支援などを行います。（資料1、2参照）。
 - 「大阪城公園における実証実験の案件募集」は2回目で、昨年度は7月から9月にかけて先着5件程度の案件を募集したところ、6件のエントリーがあり、そのうち4件の実証実験の実施を支援しました（資料3参照）。
 - 募集対象はIoTやロボットテクノロジー、自動運転、ドローン、AIなどの先端技術を活用した実証実験で、特に大阪城公園の園地や公園内各施設・設備等の管理運営にかかる技術の向上やコスト低減、サービスの向上等に資すると期待される実証実験の案件を歓迎します。
 - 今後も推進チームでは、大阪府、大阪市、大阪商工会議所が緊密に連携し、引き続き実証支援の取り組みを積み重ね、大阪における新たなビジネス創出に取り組んでまいります。

以上

＜添付資料＞

資料1：「大阪城公園における実証実験の案件募集」実施要領

資料2：「大阪城公園における実証実験の案件募集」チラシ

資料3：昨年度の大阪城公園における実証実験の支援実績

「大阪城公園における実証実験の案件募集」実施要領**1. 背景・概要等**

- ・大阪府・大阪市・大阪商工会議所では、「実証事業推進チーム大阪」を組成し、革新的な技術や製品・サービスの実証実験を行いやすい環境を整え、国内外から企業を呼び込み、「実証事業都市・大阪」の実現に向けた取組を推進しています。
- ・これまで、様々な企業からの実証実験の案件を受け付け、大阪府・大阪市の関連施設や公共空間等における実証実験の実施を支援してきました。また、昨年度は「大阪城公園を実証フィールドとした実証事業」を行い、4 件の実証実験を支援しました。
- ・今年度も引き続き、新事業開発をめざす企業からの実証実験の支援ニーズにより一層お応えできるよう、「大阪城公園を実証フィールドとした実証実験」の案件を募集します。寄せられた提案については、内容や要件等の確認の後、実施に向けた実証場所の協議・調整をはじめ、広報・プロモーション等のビジネス化の支援などを行います。

2. 募集内容**(1) 募集する内容**

- ・大阪城公園において実施を希望する実証実験の案件。ただし、①の対象分野に該当し、②の実証実験の要件を満たすものであることとします。
- ・特に、大阪城公園の園地や公園内各施設・設備等の管理運営にかかる技術の向上やコスト低減、サービスの向上等に資すると期待される実証実験を歓迎いたします。

①対象分野

- ア 先進的なまちづくり
- イ IoT、ロボットテクノロジー
- ウ 自動運転
- エ ドローン
- オ AI（人工知能）
- カ ヘルスケア
- キ オープンデータ、ビッグデータ

②実証実験の要件

- ・テクノロジーを用いた製品・サービスの概念の検証、技術や試作品の実験、事業化可能性の検証等の実証実験要素のあるものであること（実証実験要素が乏しいものや確認困難なもの、すでに市場投入されているものや他事業者が既に実施しているものなどは対象外）。
- ・実施者が実証実験の関連法令を理解し、必要な技術力を有し、安全に実施することが可能と認められること。特に来園者の安全が確保されるものであること。
- ・別添の「実証実験実施にかかる規約」を遵守すること。
- ・関連法令や公序良俗等に反しないこと。

(2) 実施主体（応募できる方）

- ・新たな製品・サービス等の事業化に向けて、責任を持って実証実験を行うことのできる法人その他の団体

(3) 募集件数

- ・最大 5 件まで（先着順に対応します）
- ・ただし、「(1) 対象分野」に掲げる各分野それぞれ 2 件を上限とします。

(4) 提案受付期間

- ・令和元年 12 月 18 日（水曜日）17 時まで
ただし、受付期間内であっても、募集件数に達した時点で受付を終了します

3. 応募方法

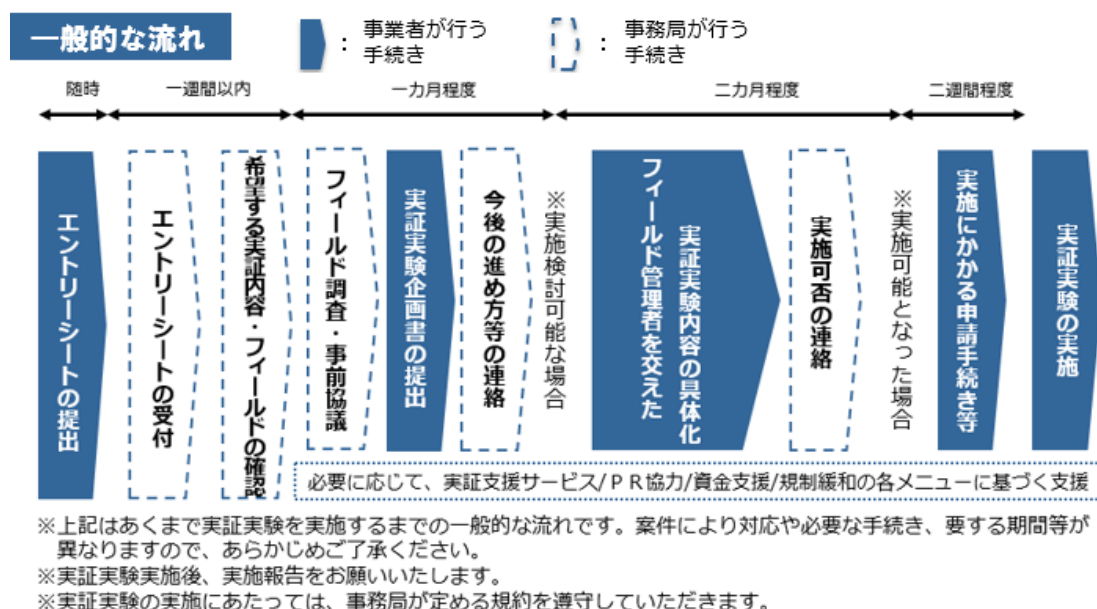
(1) 提出書類

- ・実証実験エントリーシート（別紙様式）

(2) 提出先

- ・大阪商工会議所 産業部 産業・技術振興担当
〒540-0029 大阪市中央区本町橋 2-8
TEL : 06-6944-6300 E-Mail : sangyo@osaka.cci.or.jp

4. 実証実験の実施までの一般的な流れ



5. 留意点

- ・あらかじめ次の点について十分にご理解をいただいた上で、ご応募くださいますようお願いいたします。
- (1) 安全確保等のための対応について
 - ・実証実験内容の関連法令は十分に理解し、経験が乏しい場合は知見のある事業者と協力を要請するなどの体制を整えてください。
 - ・大阪城公園は、市民をはじめ、国内外からの観光客など多数（平成 29 年度大阪城天守閣来館者数約 275 万人）の方々がお越しになり、また、公園内には歴史・文化的に高い価値を有する施設等が多数存在します。そのため、実証実験の実施にあたっては、関連法令（都市公園法、文化財保護法等）の遵守はもとより、公園利用者の十分な安全確保の措置、文化財・文化的な施設等の保全措置の対応をお願いすることとなります。
 - ・モビリティ機器など危険が及ぶ恐れのあるものを実証実験に活用する際は対人・対物の保険に加入するとともに、実証実験実施にかかり想定されるリスク管理の措置を行ってください。必要に応じて、その結果を提出していただくことがあります。

(参考) 公園利用者の安全確保措置の想定例

- ・ 来場者が少ないと思われる日時での実施
- ・ 他の催事等との調整
- ・ 公園内での実施場所・範囲の限定
- ・ 警備員の配置
- ・ 電波使用の制限 など

(2) 費用

- ・ 実証実験の実施にあたり必要となる経費（公園使用料含む）は、実施者にご負担いただきます。

(3) その他

- ・ 実証実験の内容や時期により、希望に添えない場合や、実施できない場合があります。
- ・ また、大阪城公園以外のフィールド（他の公園や施設等）での実施や、他制度の活用をご案内する場合があります。
- ・ 実証実験の終了後には、別添の「実証実験実施にかかる規約」に定めるとおり実績報告書等をご提出いただきます。その場合、ご提出いただいた実績報告書等について、実証実験支援事業に関する広報活動のほか、大阪市が法令に基づき公開又は開示等に使用することがありますので、記載する内容につきましてはご注意ください。

6. 問い合わせ先

- ・ 大阪商工会議所 産業部 産業・技術振興担当

〒540-0029 大阪市中央区本町橋 2-8

TEL : 06-6944-6300

E-Mail : sangyo@osaka.cci.or.jp

【実証事業推進チーム大阪】 大阪城公園における実証実験エントリーシート

E-mail: sangyo@osaka.cci.or.jp

大阪商工会議所 産業部
産業・技術振興担当宛

大阪城公園において実証実験の実施を希望される方は、下記の必要事項をご記入の上、大阪商工会議所事務局（E-mail: sangyo@osaka.cci.or.jp）までご提出くださいますようお願いいたします。
本シートをご提出いただいた後、改めて、事務局から電話等でヒアリングをさせていただく予定です。

年 月 日

1.会社名・団体名	(ふりがな)			
2.代表者氏名				
3.住 所	〒			
4.会社概要	設立年		資本金	
	従業員数		URL	
	事業概要			
5.担当者氏名	(ふりがな)			
6.所属・役職				
7.連絡先	電話番号		e-mail	
8.希望する実証実験分野 ※該当する分野□に✓を入れてください。	(1)	先進的なまちづくり		☐
	(2)	IoT、ロボットテクノロジー		☐
	(3)	自動運転		☐
	(4)	ドローン		☐
	(5)	AI(人工知能)		☐
	(6)	ヘルスケア		☐
	(7)	オープンデータ、ビッグデータ		☐
9.希望する実証実験の概要 ※以下の点を盛り込んでください。 ・実証する製品・サービスの概要 ・検証したい事項 ・検証に要する期間 ・事業の現状(技術検証段階、試作品開発済み、サービスモデル構築済み 等) ・大阪城公園の園地や公園内各施設・設備等の管理運営にかかる技術の向上やコスト低減、サービスの向上等に資する場合は、期待できる効果を記載してください				
10.利用を希望する大阪城公園内の具体的な場所、またはイメージ、及びその理由				
11.来園者への安全対策の考え方				
12.実証実験の実施にあたって関連する法令				
13.大阪城公園において実施不可の場合、実施を希望するその他の具体的な場所、またはイメージ				
14.規約の確認 ※HPから「実証実験実施にかかる規約」をご確認いただき、□に✓を入れてください。	「実証実験実施にかかる規約」を確認いたしました			☐
15.実施要領の確認 ※HPから「大阪城公園における実証実験の案件募集」実施要領をご確認いただき、□に✓を入れてください。	「大阪城公園における実証実験の案件募集」実施要領を確認いたしました			☐
16.補足資料	※実証実験の関連資料があれば、書式は問いませんので、添付いただきますようお願いいたします。			

※お送りいただいた個人情報は、大阪府、大阪市、大阪商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用いたします。
※本エントリーシートに記入いただいた内容及び補足資料は、大阪府、大阪市、大阪商工会議所が閲覧いたします。ご了承のうえ記入ください。
※情報管理の徹底のため、企業秘密・ノウハウ等公開できない情報は記入しないでください。

実証実験実施にかかる規約

実証事業推進チーム大阪

(目的)

第1条 この規約は、大阪府及び大阪市が所管する施設並びに別に定める大阪商工会議所に登録する民間施設（以下「施設」という。）における大阪府、大阪市及び大阪商工会議所による実証実験を支援する事業において、実証実験を実施する事業者（以下「事業者」という。）が遵守すべき事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(協議及び相互協力)

第2条 事業者は、大阪府、大阪市及び大阪商工会議所並びに当該実証実験に活用する施設等を管理する者（以下「管理者」という。）との間で、実証実験の目的や内容について十分協議し、相互の理解と協力のもとで実施しなければならない。

(許可申請)

第3条 事業者は、実証実験の実施にあたり、関係法令その他管理者が定める手続きを行い、施設の使用許可その他施設を適法に利用できる権原を得なければならない。

(危険防止等)

第4条 事業者は、実証実験の実施にあたり、関連法令を遵守するとともに、必要な危険防止及び保険加入を含めたリスク管理の措置を取らなければならない。

(費用負担)

第5条 実証実験にかかる費用は、事業者が全額自ら負担するものとし、大阪府、大阪市、大阪商工会議所及び管理者はその費用を負担しない。

(実証実験の中止等)

第6条 大阪府、大阪市及び大阪商工会議所は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に実験の中止又は中断若しくは内容変更を命じることができる。

(1) 実証実験を継続することにより、管理者の業務に支障が生じるとき、又は生じるおそれがあるとき

(2) 天災その他やむを得ない事由が生じたことにより、実証実験を継続することが困難になったとき

2 大阪府、大阪市及び大阪商工会議所は、実証実験の内容が事前に提出された事業計画書の内容と著しく相違があるとき又は第三者に対する生命身体財産の危険が生じるおそれがあるときは、事業者にもその是正を求めることができる。

3 前項の是正要求に対して事業者がこれに従わないとき、又は事業者が第10条第1項に該当することが判明したときは、大阪府、大阪市及び大阪商工会議所は、事業者にも実証実験の中止を命じることができる。

- 4 前3項の規定により実証実験を中止又は中断若しくは内容変更した場合において、事業者に新たな費用が発生したときであっても、大阪府、大阪市及び大阪商工会議所はその費用を負担しない。

(損害賠償)

第7条 実証実験の実施に際し発生した損害のうち、大阪府、大阪市、大阪商工会議所、管理者及び第三者に生じた損害については、不可抗力その他事業者の責めに帰すべき事由がないと認められるときを除き、事業者がその賠償責任を負う。ただし、第3条に定める施設の使用許可等の条件その他別に定めがあるものについては、その条件等に定めるところによる。

- 2 前条第4項に定めるもののほか、実証実験の実施に際し発生した損害のうち、事業者に生じた損害については、大阪府、大阪市、大阪商工会議所、管理者及び第三者は、故意又は重大な過失がない限り、事業者に対する賠償責任を負わない。

(実績報告書等の提出)

第8条 事業者は、実証実験終了後、速やかに実績報告書及び必要に応じてその他の資料を作成し、大阪府、大阪市、大阪商工会議所及び管理者に対して実績報告を行う。ただし、事業者は、事業者以外の者の知的財産を侵害してはならない。

- 2 事業者は、法令に基づき大阪府及び大阪市が前項の実績報告書を公開する可能性が存することを前提に、実績報告を行うものとする。
- 3 第1項の実績報告書及び実績報告に際して事業者が報告先に提出した資料について、事業者は、報告先に対し、報告先が当該実証実験に関する業務を遂行する目的で以下の態様により無償で利用することを許諾し、これらを基に報告先が翻訳・翻案した二次的著作物に対しても同様に許諾する。

- (1) 複製
- (2) 上演・上映
- (3) 公衆送信・公衆伝達
- (4) 口述
- (5) 展示
- (6) 翻訳・翻案

- 4 事業者は、前項の著作物及び二次的著作物に関する著作権人格権を行使しない。

(秘密の保持)

第9条 事業者は、実証実験の履行に関連して知り得た機密事項や個人情報を、本協定の有効期間中のみならずその終了後においても、他の当事者の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示してはならず、かつ、実証実験の目的遂行に必要な場合を除き自ら利用してもならない。ただし、次の各号に該当する情報はこの限りでない。

- (1) 知得時に既に公知となっていた情報
- (2) 知得時に既に保有していた情報
- (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

- (4) 相手方の機密情報を使用することなく、独自に開発した情報
- (5) 大阪府及び大阪市が法令に基づき公開又は開示等を行う情報

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第10条 事業者は、事業者の代表者、役員又は実質的に経営を支配する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は第16条第3項に規定する密接関係者に該当するときは、この規約に基づく実証実験の申込みをすることができない。

2 事業者は、大阪府、大阪市、大阪商工会議所及び管理者が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

(その他定めない事項等の取扱)

第11条 本規約に定める事項について生じた疑義又は本規約について定めない事項については、事業者、大阪府、大阪市及び大阪商工会議所が協議して解決する。

以 上

大阪城公園での 実証実験を募集します！

大阪府・大阪市・大阪商工会議所では、「実証事業推進チーム大阪」を組成し、革新的な技術や製品・サービスの実証実験を行いやすい環境を整え、国内外から企業を呼び込み、「実証事業都市・大阪」の実現に向けた取組を推進しています。

スタートアップ、中堅・中小企業から大企業まで、先端技術を活用した新事業開発をめざす企業からの実証実験支援ニーズにより一層お応えできるよう、「大阪城公園を実証実験フィールドとした支援事業」の案件を募集します。

募集期間

令和元年10月23日（水）から12月18日（水）17:00まで
ただし、受付期間内であっても、募集件数に達した時点で受付を終了します

募集件数

最大 5 件まで（先着順）
ただし、裏面の対象分野に掲げる各分野それぞれ2件を上限とします。

募集内容

募集内容等については、裏面をご参照ください。



大阪城公園における実証実験を募集します！

1 募集内容

- ・大阪城公園において実施を希望する実証実験の案件。ただし、①の対象分野に該当し、②の実証実験の要件を満たすものとします。
- ・特に、大阪城公園の園地や公園内各施設・設備等の管理運営にかかる技術の向上やコスト低減、サービスの向上等に資すると期待される実証実験を歓迎します。

①対象分野

- | | |
|------------------|------------------|
| ア 先進的なまちづくり | オ AI（人工知能） |
| イ IoT、ロボットテクノロジー | カ ヘルスケア |
| ウ 自動運転 | キ オープンデータ、ビッグデータ |
| エ ドローン | |

②実証実験の要件

- ・テクノロジーを用いた製品・サービスの概念の検証、技術や試作品の実験、事業化可能性の検証等の実証要素のあるものであること（実証要素が乏しいものや確認困難なもの、すでに市場投入されているものや他事業者が既に実施しているものなどは対象外）。
- ・実施者が実証実験の関連法令を理解し、必要な技術力を有し、安全に実施することが可能と認められること。特に来園者の安全が確保されるものであること。
- ・関連法令や公序良俗等に反しないこと。

2 実施主体（応募できる方）

- ・新たな製品・サービス等の事業化に向けて、責任を持って実証実験を行うことのできる法人その他の団体

3 募集件数

- ・最大 5 件まで（先着順に対応します）
- ・ただし、「1 ①対象分野」に掲げる各分野それぞれ 2 件を上限とします。

4 その他

- ・実証実験の実施にあたり必要となる経費（公園使用料含む）は、実施者にご負担いただきます。
- ・実証要素の実験結果について終了後にご報告いただきます。
- ・その他詳細は、実施要領によります。

（参考）昨年度の実証実験の様子



お問合せ先

大阪商工会議所 産業部 産業・技術振興担当

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8

TEL : 06-6944-6300 E-Mail : sangyo@osaka.cci.or.jp

昨年度の大阪城公園における実証実験の支援実績

実証事業推進チーム大阪

1. 超小型電動モビリティ用ワイヤレス充電システムに関する実証

- ① 実施日：2018 年 12 月 10 日～2019 年 1 月 31 日
※2018 年 10 月 29 日～11 月 2 日にプレ実験を実施
- ② 実施主体：(株)ダイヘン（本社：大阪市、代表取締役社長：田尻哲也氏）
- ③ 概要：超小型電動モビリティ用ワイヤレス充電システムと超小型電動モビリティを大阪城公園内に設置。公園内の巡回や設備の確認、点検等に利用することで、車両の消費電力、充電の頻度や時間、バッテリー残量等を計測・分析する。
- ④ 今後：実証を通じて得られたデータをもとに、充電頻度を上げることによる電池容量の削減可能性等の検証に役立てる。



2. ドローンを用いた低層大気の気象観測に関する実証

- ① 実施日：2019 年 2 月 25 日
- ② 実施主体：日本気象(株)（本社：大阪市、代表取締役：鈴木正徳氏）
- ③ 概要：ドローンを複数回にわたって地表から高度 150m まで垂直飛行させて各高度における気象データ（気温・湿度・風向風速・気圧）を取得し、都市大気の特徴を把握するために必要な最小限の飛行高度を検証する。
- ④ 今後：取得したデータをもとに、将来の定期観測の基準策定に役立てる。



3. ドローンを用いた画像解析システムに関する実証

- ① 実施日：2019 年 3 月 15 日～4 月 15 日
- ② 実施主体：(株)ミライト・テクノロジーズ（本社：大阪市、代表取締役社長：高島宏一氏）、
(株)NTT ファシリティーズ（本社：東京都港区、代表取締役社長：一法師淳氏）
- ③ 概要：大阪城公園において、①画像から不審物を自動抽出する「園内の巡回点検」、②複雑な形状の石垣を高解像度で 3 次元モデル化する「城郭石垣の精密撮影」、③複数箇所上空からの斜め撮影画像をもとに現状の地形や建物を立体的に把握する「大阪城公園・天守閣の 3 次元モデルの作成」の実証を行い、巡回点検稼働の削減や視点を変えた点検、災害時の状況把握、復旧計画の立案などに役立てる。
- ④ 今後：実証結果を踏まえ、ドローンを活用したサービスの開発を目指す。



4. 次世代型低速自動走行モビリティサービス「iino」の実証

- ① 実施日：2019年3月17日～21日
- ② 実施主体：関西電力㈱（本社：大阪市、取締役社長：岩根茂樹氏）
- ③ 概要：大阪城公園において、「日本伝統文化×時速5キロメートル」をテーマに、低速で移動するモビリティ「iino」上で日本伝統文化に関するコンテンツ（茶、日本舞踊、三味線）に関するパフォーマンスを実証する。
- ④ 今後：観光地での外国人観光客に向けた新たなサービスの開発を目指す。



以 上